

# 井戸だより



2026年3月発行

井戸水を飲用している皆様へ

井戸水は、雨水が土壤にしみ込んだ地下水を汲み上げたものです。雨水がしみ込む土壤が汚染されていたり、地下水に有害物質が混入したりすると井戸水は汚染され、一旦汚染を受けた井戸水が元の水質に戻るには時間がかかります。

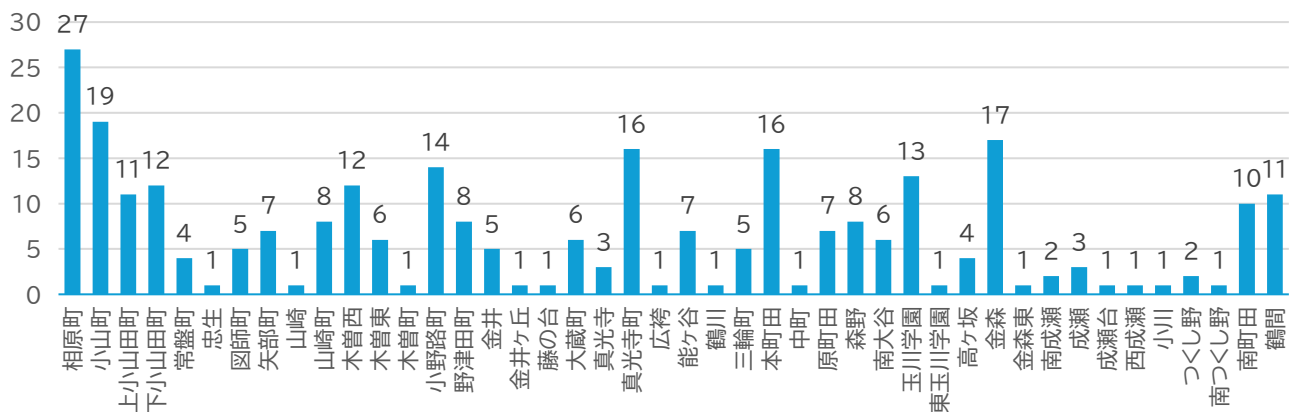
井戸水を飲み水として利用するには、日頃から衛生管理に気を付けるとともに、定期的な水質検査等を実施して安全を確認することが大切です。

今回の井戸だよりでは、2025年度に実施した水質検査結果や、新しく水質基準項目に追加された「PFOS 及び PFOA」についてお知らせします。

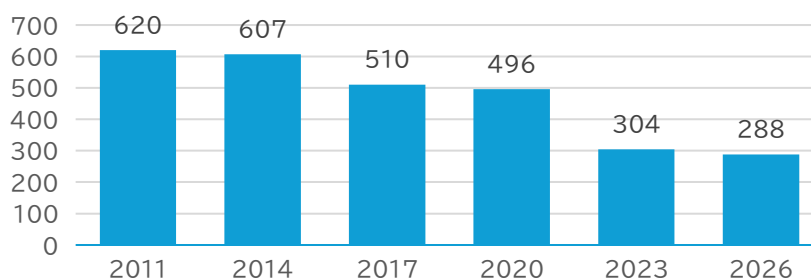
## 1 市内の飲用井戸の設置数

2026年1月1日現在、保健所で把握している町田市内の飲用井戸の数は288件です。過去15年間で約53.5パーセント減少しています。

町田市内飲用井戸登録数



町田市内の飲用井戸数の変化



しずりん



もぐ先生



町田市保健所

## 2-1 2025年度の飲用井戸水質検査結果

2025年度は10施設の井戸で38項目（水道法51項目のうち消毒副生成物および臭気原因物質を除いた項目）について検査を実施しました。その結果、2施設（20.0%）が水質基準に不適合でした。不適合になった項目と不適合施設数は下表のとおりです。

表 不適合となった項目及び不適合率（2025年度）

| 不適合項目名   | 不適合施設数※<br>(不適合率) |
|----------|-------------------|
| 大腸菌      | 1(10.0%)          |
| 鉄及びその化合物 | 1(10.0%)          |
| 臭気       | 1(10.0%)          |
| 色度       | 1(10.0%)          |

(検査施設数：10件)

※ 複数項目が不適合となる施設があるため、各項目の合計は不適合施設数と一致しません。

## 2-2 水質基準に適合しなかった項目

| 不適合項目名   | 水道水質基準            | 概要  |
|----------|-------------------|---|
| 大腸菌      | 検出されないこと          | 人や動物の糞便中に存在し、糞便汚染の指標となります。大部分の大腸菌は人体に害がないとされますが、日和見感染を起こすものもあります。また、病原大腸菌は、出血性大腸炎・急性胃腸炎などを起こすことが知られています。煮沸や塩素により殺菌できます。   |
| 鉄及びその化合物 | 鉄の量に関して、0.3mg/L以下 | 自然水に多く含まれるほか、鉱山排水や工場排水などの混入、あるいは配管に由来することもあります。飲料水中から検出される濃度では健康に影響することはないとされますが、濃度が高くなると異味及び洗濯物への着色などの問題があります。           |
| 臭気       | 異常でないこと           | 井戸の状況を反映してにおいが見つかることがあります。また、配管の内部塗装や腐食等が原因となる場合もあります。煮沸や浄水器によって除去できますが、細菌や下水等の混入も考えられますので、井戸周囲や配管の状況等を確認し、対策を講じることが必要です。 |
| 色度       | 5度以下              | 水の着色度合いを示したものです。配管の腐食や土砂の混入等様々な原因により基準を超えることがあります。健康影響は一概には言えませんが、水質的に何らかの異常が発生したことを知らせるものです。                             |

参考文献：改訂4版水道水質基準ガイドブック 日本環境管理学会 編、環境省 HP

### 3-1 水質基準等の改正について

水道法第4条に基づく「水質基準」は、水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）により、定められています。水道により供給される水は、「水質基準」に適合する必要がありますが、井戸水についてもその考えを基に水質について確認することが望まれます。

2026年4月1日から、「PFOS及びPFOA」が水質管理目標設定項目から水質基準項目に見直されます。（下図参照）。今回の改正を機会に水質検査を行うことをご検討下さい。水質検査機関一覧は、町田市ホームページに掲載しています。

◆町田市ホームページ「飲用に供する井戸等」に、水質検査機関一覧(PDFファイル)を掲載しています

【URL】 <https://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/hokenjo/kankyou/suidou/ido.html>

トップページ>医療・福祉>町田市保健所>環境衛生>水道関係>飲用に供する井戸等

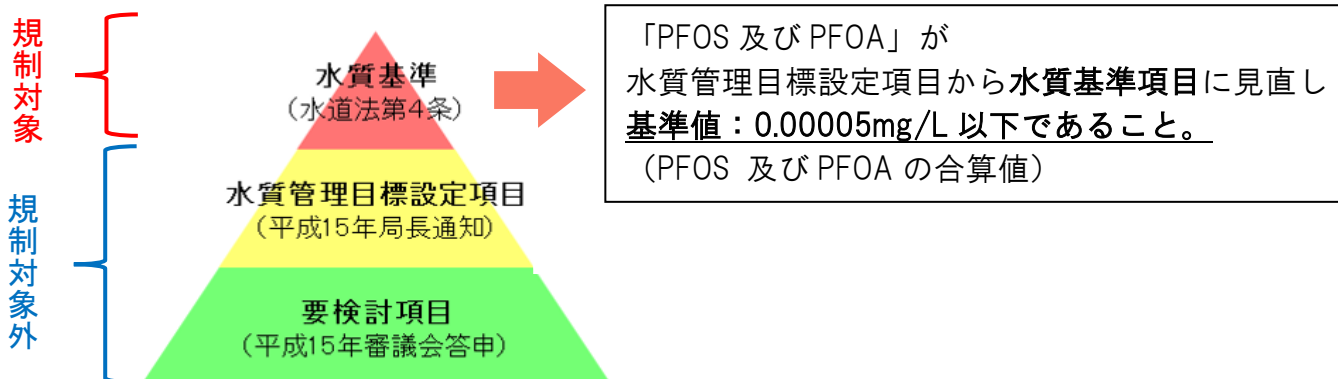
【二次元コード】

右の二次元コードからアクセスすることができます。



【町田市ホームページでのページ番号検索】

町田市ホームページ（トップページ）にある「ページ番号検索」に「203005637」と入力し、検索することでもアクセスできます。



|                      |  |
|----------------------|--|
| 水質基準<br>(52項目)       | 水道水として基準以下であることが求められ、水道事業者等に順守義務、検査義務がある項目               |
| 水質管理目標設定項目<br>(26項目) | 評価値が暫定のもの、または今後、水道水中で検出される可能性があるものなど、水質管理上留意すべき項目        |
| 要検討項目<br>(46項目)      | 毒性評価が定まらないことや、浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目、水質管理目標設定項目に分類できない項目 |

### 3-2 「PFOS及びPFOA」について

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、PFASの中でも、PFOS及びPFOAは、以前はフライパンのはっ水加工等、様々な用途に利用されていました。PFOS及びPFOAは、国際的な条約（POPs条約）に基づき、廃絶等の対象とすることが決められており、我が国でも「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき製造・輸入等が原則禁止されています。

2024年7月25日に、内閣府食品安全委員会から有機フッ素（PFAS）に関する評価書が示され、次のような見解が示されました。

- 疫学研究からは、PFOS・PFOAと健康影響との関連が「ある」という報告と「ない」という報告があり、それぞれの健康影響について検討した結果、PFOS・PFOAとの関連については確かなものとは言えません。
- 現時点の科学的知見に基づく、動物試験の結果から算出した健康影響に関する指標値として、TDI※をPFOS 20 ng/kg 体重/日、PFOA 20 ng/kg 体重/日とすることが妥当と判断しました。

※ 耐容一日摂取量（TDI：Tolerable Daily Intake）は、意図的に使用されていないにもかかわらず食品中に存在する物質について、ヒトが一生にわたって食品から摂り続けても健康に影響が出ないと推定される量のことです。体重1kgあたりの物質の摂取量で示されます。

## 日常の衛生管理(チェックポイント)

以下の各ポイントを参考に、井戸の衛生管理を行ってください。

| 項目        | チェックポイント  |
|-----------|---|
| ① 水源周辺    | <input type="checkbox"/> 井戸設置場所や周辺に人や動物が容易に侵入できないようにしているか<br><input type="checkbox"/> 部外者侵入による汚染事故防止のために、敷地周囲を柵で防護しているか<br><input type="checkbox"/> 井戸の周辺は清潔にしているか<br><input type="checkbox"/> 井戸周辺に汚染のおそれのある設備、機器等を設置していないか  |
| ② 水源施設の状態 | <input type="checkbox"/> 井戸本体に汚染のおそれのある開口部や接合部にすき間はないか<br><input type="checkbox"/> 井戸にふたのある場合、施錠されているか<br><input type="checkbox"/> ポンプ室等は施錠されているか<br><input type="checkbox"/> ポンプ室等の壁面、床面破損、亀裂及び漏水はないか<br><input type="checkbox"/> 井戸水の配管が水道水等其他の配管、設備に直接連結されていないか<br><input type="checkbox"/> 水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないか  |
| ③ 水源設備の状態 | <input type="checkbox"/> 1カ月に1回程度設備を見て周り、取扱説明書などを参考に設備の状況を確認し記録しているか(必要に応じて、専門業者の点検を受ける) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ポンプ関係               <ul style="list-style-type: none"> <li>・異常音、振動、劣化の有無を確認</li> <li>・点検や更新時期を把握するために延べ運転時間を記録</li> </ul> </li> <li>○電気設備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作盤、制御盤等の施錠及び腐食や錆の発生状況</li> <li>・異臭や異音、取り付けられている機器に変色や変形状況</li> <li>・流量計や水位計などの計測機器は、取扱説明書等を参考に管理</li> </ul> </li> </ul> <input type="checkbox"/> 設備の取扱説明書、図面の保管は適切か |
| ④ 消毒設備    | <input type="checkbox"/> 注入ポンプ等が正常に作動し、薬液が適正量注入されているか<br><input type="checkbox"/> 貯留タンクに消毒液が入っているか<br>(消毒薬使用量は記録しておき補充時期の参考とする)<br><input type="checkbox"/> 薬液は安全に保管されているか<br>(予備の消毒薬は、屋内など直射日光が当たらない冷暗所に保管する)  |
| ⑤ 水質検査    | <input type="checkbox"/> 水の色、濁り、におい、味などに異常がないことを毎日確認しているか<br><input type="checkbox"/> 専門の検査機関で、年1回以上水質検査をしているか  |

## 問合せ先

**↓次のような場合は、保健所までご連絡ください↓**

- (1) 井戸水に異常を感じたときや、水質等に対して不安があるとき
- (2) 水質検査の結果が水質基準に不適合だったとき、その他有害物質が高濃度で検出されたとき
- (3) 井戸水を飲用しなくなったときや、所有者・連絡先等が変更になったとき

### (問合せ・連絡先)

町田市保健所 生活衛生課 環境衛生係  
 住所：東京都町田市中町 2-13-3 保健所中町庁舎  
 電話：042-722-7354 FAX: 042-722-3249

このリーフレットは400部作成し、一部あたりの単価は139円です。(職員人件費を含みます)